

2010年10月4日
郵産労 第5号

郵便事業株式会社
代表取締役社長 鍋倉 眞一 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元穂

2010年度年末手当に関する要求書

2010年度における年間一時金について、日本郵政グループ各社は、2010年3月18日、夏期手当は「2、15月」年末手当は「2、15月+ α 」との提案を行ってきました。郵産労は、いずれの提案についても、それぞれの時期に要求書を提出し、交渉を経て決めていくことを会社との間で確認しています。夏期手当については提案内容ですでに実施済みであり、年末手当における「+ α については、中間決算の状況、ゆうパック再スタートの状況等を踏まえ、改めて交渉する」ことになっています。このまま推移すれば、年間0、1月減・具体的平均手取り額が3万円も減少することになり、従来にない低額実施となることは明らかです。

この間、郵政グループとして宅配便統合の混乱が社会の注目を受けました。そこで失われた信用や収益減に与えた経営陣の責任は大きなものがあります。一時金カットは一般社員でなく、経営責任者こそ率先して大胆に実行すべきと考えます。

いうまでもなく、それぞれの労働者にとって年間一時金は生活設計を行っていく上で重要な位置を占めています。また、経営形態見直しなど、複雑な状況のもとで働きがいを高めていく上からも重要です。

したがって、今年末手当については下記の内容で要求します。誠意ある回答を求めるものです。

記

- 1 2010年度の年末手当は基準内賃金の2、5月とすること
- 2 高齢者再雇用社員、短時間社員、期間雇用社員については、正社員に準じた支給引上げを行うこと
- 3 宅配便統合に伴う日本郵政グループ経営陣の責任として一時金カットを行うこと
- 4 宅配事業統合に伴う累積赤字は経営責任として労働者に転嫁しないこと
- 5 2010年度上半期の経営状況を詳細に説明すること
- 6 支給日は12月10日（金）とすること

以上